

公立学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

香川県教育委員会

香川県教育委員会規則第1号

公立学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の給料等の支給に関する規則（昭和29年香川県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の減額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 勤務時間等条例第3条第5項に規定する職員 同項の規定により定められたその者の1週間当たりの勤務時間を5で除して得た数に18を乗じたもの</u></p> <p>(給料の調整額)</p> <p>第8条の2 給料の調整額は、別表第1の職員欄に掲げる職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第1の2又は別表第1の3の調整基本額欄に掲げる調整基本額（その額が給料月額の100分の4.5を超えるときは、給料月額の100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）にその者に係る別表第1の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額（育児短時間勤務職員等にあってはその額に勤務時間等条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、短時間勤務職員にあってはその額に勤務時間等条例第3条第3項から第5項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額）<u>とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする</u>。ただし、その額が当該職員の給料月額の100分の25を超えるときは、当該職員の給料月額の100分の25に相当する額とする。</p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 条例第27条第2項の人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるものは、7.75に18を乗じたものとする。ただし、次の各号に掲げる職員にあっては、当該各号に定めるものとする。</p> <p><u>(1)・(2) 略</u></p> <p>(給料の調整額)</p> <p>第8条の2 給料の調整額は、別表第1の職員欄に掲げる職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第1の2又は別表第1の3の調整基本額欄に掲げる調整基本額（その額が給料月額の100分の4.5を超えるときは、給料月額の100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）にその者に係る別表第1の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額（育児短時間勤務職員等にあってはその額に勤務時間等条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、短時間勤務職員にあってはその額に勤務時間等条例第3条第3項から第5項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額）とする。ただし、その額が当該職員の給料月額の100分の25を超えるときは、当該職員の給料月額の100分の25に相当する額とする。</p>

(特殊勤務手当の支給)

第21条 略

2 略

3 条例第23条第1項第3号の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職務は、次の表の左欄に掲げる学校の種類の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める職務（生徒指導主事（小学校に置かれるものに限る。）、現職教育主任及び保健主事にあっては6学級未満の、中学校に置かれる進路指導主事にあっては12学級未満の学校に置かれるものを除く。）とする。

略

4 略

(1)～(6) 略

(7) 入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で週休日等又は第1項に規定する日に行うものに従事した場合は、勤務した日1日につき1,800円

(8)～(15) 略

5・6 略

別表第1 紿料の調整額の適用区分表（第8条の2関係）

職員	調整数
特別支援学校に勤務する職員	<u>1.5</u>
略	
人事委員会に協議して指定する職員	<u>1.5</u>
通常の学級に在籍する心身に軽度な障害がある児童又は生徒に対して行われる特別の指導に直接従事することを本務とする職員	<u>1.5</u>
略	

(特殊勤務手当の支給)

第21条 略

2 略

3 条例第23条第1項第3号の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職務は、次の表の左欄に掲げる学校の種類の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める職務（現職教育主任及び保健主事にあっては6学級未満の、小学校に置かれる生徒指導主事及び中学校に置かれる進路指導主事にあっては12学級未満の学校に置かれるものを除く。）とする。

略

4 条例第23条第1項の特殊勤務手当の額は、次に掲げる額とする。

(1)～(6) 略

(7) 入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で週休日等又は第1項に規定する日に行うものに従事した場合は、勤務した日1日につき900円

(8)～(15) 略

5・6 略

別表第1 紿料の調整額の適用区分表（第8条の2関係）

職員	調整数
特別支援学校に勤務する職員	<u>2</u>
略	
人事委員会に協議して指定する職員	<u>2</u>
通常の学級に在籍する心身に軽度な障害がある児童又は生徒に対して行われる特別の指導に直接従事することを本務とする職員	<u>2</u>
略	

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。